

和解および損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 2 5 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

戸籍の附票の写しの誤交付について、相手方との間で和解の合意に達したため、和解および損害賠償額の決定について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号および第 1 3 号の規定にもとづき、この案を提出いたします。

和解および損害賠償額の決定について

青梅市は、戸籍の附票の写しの誤交付に関し、下記のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

記

1 和解および損害賠償の相手方

本籍が青梅市の市外在住者

2 事案の概要

住民基本台帳事務における支援措置を受けている相手方にかかる戸籍の附票の写しを誤交付し、住所が漏えいしたことにより、精神的苦痛を負わせた。

3 和解の内容

(1) 青梅市は、本件事案による損害について、相手方に対し、下記 4 の額を賠償する。

(2) 青梅市および相手方は、本件事案に関し、この合意によるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

4 損害賠償の額

¥ 1, 6 6 5, 7 1 0. —